

在宅重度身体障害者の施設利用入浴サービス 身

家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して、家庭から施設まで送迎し、施設の特設浴槽を利用した入浴サービスを行います。原則として週2回まで利用可能です。

利用には申請が必要です。窓口へお問合せください。

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳（肢体不自由2級以上）を持っている人で次の要件全てに該当する人。

- （1）18歳以上の人（18歳未満であっても成人と同様の体格の人は対象となります）
- （2）肢体に著しい障がいがあり家庭の入浴設備で入浴することが難しい人
- （3）医師が入浴を可能と認めた人
- （4）介護保険に該当しない人

●費用の負担

世帯の所得税または市民税の課税状況により、自己負担がかかります。

●実施する施設

・障害者支援施設

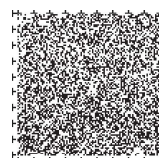
- ・聖隷厚生園信生寮 浜名区細江町中川7220番地の1 ☎437-4511
- ・厚生寮 浜名区於呂4201番地の12 ☎583-1127

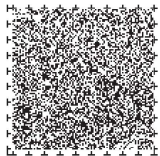
・特別養護老人ホーム

- ・西島寮 中央区西島町101番地 ☎425-2000
- ・さぎの宮寮 中央区小池町38番地の1 ☎434-5710
- ・和合愛光園 中央区和合町555番地 ☎478-0800
- ・きじの里 浜名区染地台五丁目4番3号 ☎585-3333

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）





身体障害者配食サービス 身

社会福祉施設等の調理機能を活用し、自宅への食事の配達を行い、食生活の改善を行うとともに利用者の安否の確認を行います。

週3回を限度とし、費用の一部（300円）を市が負担します。

自己負担は、1食あたりの金額から市の負担を減額した額となります。

●対象者 ※申請時点で65歳未満の人

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳（視覚障害、肢体不自由、腎臓機能障害の1級又は2級に限る）を持っている人で単身世帯（市民税非課税世帯）の人

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

（転入された人については世帯の市民税課税状況のわかるものが必要となります。）

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

重度障害者（児）紙おむつ購入費の助成 身 知

在宅の重度障害者（児）の紙おむつ購入費を、下記の助成額表のとおり助成します。

なお、日常生活用具費の助成におけるストマ装具、収尿器及び紙おむつ等（40ページ）の助成を受けられる場合は、そちらの助成が優先となります。事前に該当の有無をご確認ください。

●申請月と助成額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30,000円		25,000円		20,000円		15,000円		10,000円		5,000円	

●対象者

2歳以上の在宅の重度障害者（児）で、常時紙おむつを必要とする人のうち、次のいずれかに該当する人

- （1）身体障害者手帳1級又は2級を所持している人
- （2）療育手帳Aを所持している人
- （3）特別児童扶養手当1級受給資格者のうち、所得制限による支給停止者に監護されている児童

ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

- ・前年度の介護者慰労金受給者に介護されている人、及び施設やグループホームに入所している人
- ・日常生活用具のうちストマ装具、収尿器及び紙おむつ等の助成を受けることができる人
- ・他制度の紙おむつ等の支給を受けている人

（例：高齢者介護用品支給事業における紙おむつ等の支給）

※浜松市重度心身障害児扶養手当（特別児童扶養手当1級）を受給している場合は、対象外です。

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

